調査対象物質	地方	地点	調査地点	測定値	報告時
响且 刈象彻貝	公共団体	番号	<u>調車地</u> 思	検体1	検出下限値
[12] 4-ヒドロキシ安息香酸プロピル (別	宮城県	1	迫川二ツ屋橋(登米市)	nd	5
名:プロピルパラベン)		2	白石川船岡大橋(柴田町)	nd	5
初期環境調査・水質(ng/L)	仙台市	3	広瀬川広瀬大橋(仙台市)	nd	14
地点ベース検出頻度:1/16(欠測等:0)	埼玉県	4	市野川徒歩橋(吉見町)	12	5
検体ベース検出頻度:1/16(欠測等:0)	東京都	5	荒川河口 (江東区)	16	5
検出範囲:nd~16		6	隅田川河口(港区)	12	5
検出下限値範囲:1.9~14	横浜市	7	鶴見川亀の子橋(横浜市)	nd	14
検出下限値:14		8	横浜港	nd	14
要求検出下限値:20,000	新潟県	9	信濃川下流(新潟市)	nd	1.9
	石川県	10	犀川河口(金沢市)	nd	14
	三重県	11	四日市港	nd	14
	滋賀県	12	琵琶湖南比良沖中央	nd	5
	大阪府	13	大和川河口(堺市)	13	5
	兵庫県	14	姫路沖	6	5
	香川県	15	高松港	nd	8.5
	福岡市	16	博多湾	nd	9.1

⁽注1)「検出頻度(地点ベース)」とは検出地点数/調査地点数(欠則等は除く)を、

[「]検出頻度(検体ベース)」とは検出検体数/調査検体数(欠則等は除く)をそれぞれ意味する。

⁽注2)「欠測等」とは、測定値が得られなかった検体又は検出下限値を統一したことによりここでの集計の対象から除外された検体

⁽注3) nd:不検出

⁽注4) :参考値(調査対象物質ごとに統一して設定した「検出下限値」未満ではあるが、各地点ごとの調査精度に依存する「報告時検出下限値」 以上として定量的に検出された値であるため、参考として記載した。統計処理には数値としては用いていない)